**大阪府福祉サービス第三者評価事業実施要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を推進することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

（福祉サービス）

第２条　この要綱に規定する「福祉サービス」とは、次の各号に定めるものをいう。

　（１）社会福祉法に規定する社会福祉事業。ただし、同法第２条第３項第12号及び第13号に規定する社会福祉事業を除く。

　（２）介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護保険施設、介護予防サービス

（第三者評価事業の推進）

第３条　大阪府（以下「府」という。）は、第三者評価事業の推進組織として、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（平成24年３月29日付け雇児発０３２９第２号及び社援発０３２９第６号）による社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設）、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価を行う評価機関の認証等については、第３号に掲げる業務を除き、この限りでない。

（１）第三者評価機関の認証に関すること

（２）第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

（３）第三者評価結果の取扱いに関すること

（４）評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること

（５）第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること

（６）第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること

（７）その他第三者評価事業の推進に関すること

（大阪府地域福祉推進審議会）

第４条　府は、前条に掲げる業務を実施するにあたり、必要な意見を「大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会」から聴くものとする。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、第三者評価事業の推進に必要な事項は、別に定める。

附　則

　この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成26年８月18日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年３月15日から施行する。